

報告 I : 政治と政治学のあいだ

中 金 聡

目 次

- 1 政治学の課題
- 2 “Might is not Right”
- 3 正義を制度化する
- 4 政治——自然への挑戦
- 5 政治学は行為である

1 政治学の課題

いままであちこちに点在していた人間たちが、一カ所にあつまって共同生活をはじめようとしています。どういうことが起こるか想像してみましょう。すぐに少数の人間たちが残りの多数の人のびとを支配してしまいました。もうしばらくすると、少数者のなかから出てきたひとりの人間が号令をかけ、その他大勢がそれに服従するようになりました。さらに時間が経過してこのひとりが占めていた地位が空席になると、それを別のひとりが占める習慣ができあがりました。……

おそらくこの想像は、「社会」と呼ばれる人間集団が成立した瞬間に実際に生じたこととさほど異なっていないと思われます⁽¹⁾。いまその一部始終をかたわらで見守る観察者、つまり政治研究者がいるとします。その仕事はさしあたり二つの問いに答えることです。

A. ある人間集団はどのようにして形成されたか？

B. 人間集団の形成に一般的パターンはあるか？

政治研究者は、この集団が腕力に優る少数者が多数者を力でねじ伏せることによって成立し、その後も力づくで維持されていった事実を克明に記録するでしょう（A）。その後、他人より頭のいい少数者や声の大きい少数者の支配が成立した別の集団の事例を観察した政治研究者は、人間の集団はつねに自然的な力ひいに秀でた少数者が多数者を征服することによって形成される、と結論するでしょう（B）。第一の仕事は事実を記述する「歴史⁽²⁾」に、第二の仕事は多くの事実から一般法則を導く「科学」にそれぞれ相当し、また第二の仕事は第一の仕事を前提とすることがわかります。さて、政治研究者の仕事はこれでおしまいなのでしょうか。実際に起こったことの記述に徹する歴史家は、少数者による暴力的な支配のもとで多数者が恐怖におびえ、あるいは反感をつのらせていることに気づくかもしれません。勇気を奮って反抗を企てて失敗した人びとがいたという事実を記録するかもしれません。一方、人間の集団形成にかんする一般法則を発見しようとする科学者は、そのような事実を例外的なできごととして無視し、「法則とは全般的な傾向や趨勢を意味するのだ」と主張することもできます。しかし科学者は別の問題に直面するでしょう。つまり自分が発見したパターンを動物の群れの形成にも観察して、それが人間集団に特有のものではないとわかるのです。

歴史家および科学者としてふるまってきた政治研究者は、ここでようやく自分が答えるべき三つめの問いがあることに思ったりします。

C. 人間集団はいかに形成されるべきか？

問Aの答えが事実の正確な記述であり、問Bの答えが集積された事実の一般化・法則化であるのにたいして、最後の問Cはいくら事実に言及してもそれだけでは答えにならないのが特徴です⁽³⁾。でも事実とは無関係だからといって、それが空想や机上の空論にすぎないということにはなりません。むしろ「……べきである」を問題にするこの三つめの問いは、「……である」を問題に

する A と B の問いとは種類の異なる独立した問いであるといったほうが適切なのです。ここで問題になっていることをいま考察している例に即してつぎのようにいいかえてみましょう。「**自然的な力に秀でた少数者が多数者を支配する**」という**事実が多数観察されるから**といって、そこから「**自然的な力に秀でた少数者が多数者を支配するべきである**」という結論は出てこない。これが政治学という学問の本質にかかわる問題であることを説明するのがわたしの課題です。

2 “Might is not Right”

いま述べたことを政治思想史上のふたつの古典的作品によって確認してみましょう。ひとつは J・J・ルソーの『社会契約論』(Du contrat social, 1762), もうひとつは J・S・ミルの『女性の従属』(The Subjection of Women, 1869) です。

ルソーといえば、政治社会の成立を人びとの契約(合意)から導く社会契約論によって民主権型の国家を正当化し、フランス革命にも多大な影響をあたえた思想家として知られています。この思想が先にみた「人間集団はいかに形成されるべきか」という問いへのひとつの答えになっていることに注目しましょう。ルソーは『社会契約論』第1篇第3章「もっとも強い者の権利について」において、「もっとも力が強い者が支配する」という言明は同義反復であり、事実を確認しているだけで、そこで語られている事態をなら道徳的に正当化するものではないといえます。力によって征服したという事実だけにもとづく支配は、その支配に不満をもつ人びとによって覆される危険をつねにもとめます。人間は生まれながらにして自由であるがゆえに、この自由を脅かすものにたいしては反抗せざるをえません。「〔他者に力で優るといふ〕事実によって〔他者を支配する〕権利⁽⁴⁾を樹立する」試みは、論理的な誤りであるだけでなく、かならず失敗します。そこからルソーは、「力は権利を産み出さない、ひとは正当な権力にしかしたがる義務がない」と主張し、人びとは自らの意志によって服従を誓った権力に服従するとき自由であり、またそのようにして成立

した「正当」な権力のみが人びとの服従を受ける権利を有すると結論づけたのでした。

この議論がむずかしいというひとには、ミルの知られざる傑作『女性の従属』をお薦めします。ミルと聞いて思い出すのは、他者に危害さえおよぼさなければ、なにをしようがそのひとの自由であってこれを制限してはならないという「他者危害原則」（harm to others principle）により古典的自由主義を正当化した『自由論』（*On Liberty*, 1859）かもしれません。『女性の従属』というタイトルだけを見ると、女性の権利擁護や社会的地位の向上を説くフェミニズムを予想させます。しかしいまは、それがルソーの議論の応用篇であるとともに、政治学の根本的課題のもっとも簡潔でわかりやすい解説になっている点が重要です。

その第1章でミルはつぎのように論じています。一般に男性のほうが女性より肉体的な力が強いことは経験的な事実、つまり日常的に見たり聞いたりして確認できる事態です。それでは、この事実は男性に女性を支配する権利をあたえ、女性には男性に従属する義務を課すでしょうか。これに「イエス」と答えると、ルソーのいう「事実によって権利を樹立する」と同じ誤りに陥ってしまいます。男性は女性を力で支配することはできますが、そうするのが正しいわけではありません。「できる」と「正しい」は別のこと、つまり“*Might is not Right*”⁽⁵⁾なのです。このロジックは、下は個人同士の関係から上は国家間関係まで、およそ政治が発生しうるすべての人間集団の単位に適用することができます。Xという大国がYという小隣国より軍事力や経済力で優れているとき、XはYを侵略して征服したり、属国にしたりしてもかまわないし、Yは仮にそうされてもなにも文句はいえないのでしょうか。ミルの主張が男女の問題にはけっして収まらない、きわめて広く深い射程をもっていることがわかるはずです。

この議論を踏まえて発展問題に挑戦してみましょう。つぎのふたつの例題はいままで説明してきた問題と論理的に同一の構造をもっており、答えはどちらも「ノー」です。その理由を考えてください。

例題1 多民族国家で国民投票を実施したら、当然のことながら、結果はマジョリティ民族の意に沿うものになりました。これは正しいことでしょうか？

例題2 ある国は稀少な天然資源の埋蔵量が豊富です。それでは、この事実を根拠にして、「稀少資源の産出国はその輸出価格の独占的な決定権を有する」と結論づけるのは正しいことでしょうか？

例題1はこう説明できます。デモクラシーとは多数決でものごとを決めることだとよくいわれますが、多数決による結果は数の多さによって正しいではありません。そう考えると、ある民族がたまたまマジョリティであるという事実には権利をあたえてしまいます。多数決の結果に少数派のひとも服さなければならぬのは、「多数者の意見を結論とする」というルールがあらかじめ当事者全員によって承認されている場合にかぎられます。

例題2はこう説明できます。天然資源の埋蔵量が国によって多かったり少なかったりすること自体は、自然の事実ですからしかたがありません。ある民族が国内マジョリティになるのと同じことで、それ自体では正しいとも正しくないともいえません。でも、ある稀少資源の国際相場がそれにたまたま恵まれている国の言い値になってしまうのは、明らかに正しくありません。やはり事実には権利をみとめることになるからです。

ここまできて明らかになるのは、男女のあいだの肉体的な力の差、国内のマジョリティ民族とマイノリティ民族の区別、国家間の天然資源の埋蔵量の多寡が、いずれも自然がさだめた「事物の配置によって⁽⁶⁾」、つまり偶然にそうなっているというだけで、それ自体にそれが「正しい」ことを保証する合理的な根拠はないということです。“*Might is not Right*”は、要するにそのような偶然を必然と取り違えてはならないことを意味します。哲学の世界では、経験的な事実（「AはBである」）から倫理的な言明（「AはBであるべきだ」）を引き出

す誤りを「自然主義的誤謬⁽⁷⁾」と呼んでいます。 “Might is Right”（「……できる」, だから「……してよい」）はその典型例と考えてよいでしょう。

3 正義を制度化する

ルソーとミルは、現実の社会は正しい社会ではないと考える点で一致していました。その理由も二人は共有しており、自然的な人間集団の成立の瞬間に起こった力による征服がそのまま道徳や法のかたちで正当化されているからだ、つまり事実上権利があたえられてしまったからだということです。さらにそこからかれらが引き出した結論も一致しています。すなわち、**人間は生まれながらにして自由であるがゆえに、人間たちの集団が真に「人間的」で「正しい」ものであるためには、この自由がそこなわれないことが不可欠の条件になる**というのです。

それではどうすれば真に「人間的」で「正しい」社会が実現できるのでしょうか。さまざまな力が不公平に配分されているからといって、女性の平均的な腕力を男性並みに強くしたり、民族分布を変えてマジョリティとマイノリティの関係を逆転させたり、天然資源の埋蔵量を変えたりするのは不可能です。変えることができるのは人間たちのつくる取り決め、すなわち「制度」(institution)のほうで、自然がさだめた「事物の配置」ではありません。自然＝偶然のおかげで不利益をこうむる人びとがいるのなら、制度によって人為的に「正義」(justice)を実現するのです。

貧富格差の是正という例でこの問題を考えてみましょう。自由主義社会のなかに「持てるひと」と「持たざるひと」が存在するのは、市場原理にしたがった結果として富が不均等に分配されたためです。そしてこの分配は、市場経済に参入する人びとの力——教育程度や才能、経営・投機の知識、市場情報へのアクセスの容易さ、等々——のちがいに比例しており、したがっていま人びとのあいだに存在する力の格差を追認し、さらに強化してしまいます。こうして生じた貧富格差は、現時点での必要度に応じた富の再分配によって是正するこ

とができます。すでに十分な富を所有するひとには少なく、より困窮度の高いひとにはより多く分配しなすのです。現実には、人びとの所得に比例した累進課税や、社会政策分野に傾斜した公共支出配分というやりかたになるでしょう⁽⁸⁾。むずかしいのは、現行制度のもとで利益を得ている人びとが存在することです。もちろん「持てるひと」はそのような再分配制度の導入には賛成しません。いま享受している恵まれた境遇を自分の才能や努力の報酬と考え、市場経済こそが公正な分配制度であり、その結果である財産を不可侵の権利とみなすからです。万人の納得できるものでなければ、「正義」はえこひいきでしかありません。いくら「正義」や「公正」のためとはいえ、強制的な手段を用いたら専制的な支配者と同じになってしまいます。

現代アメリカの政治哲学者J・ロールズは、『正義の理論』(*A Theory of Justice*, 1971)でこの難問の有力な解決案を提起しました。それがきわめて興味ぶかいのは、「正しい」(just)ルールや制度とは、特定の誰かに利益・不利益をもたらすことのない「公正な」(fair)状況において選択されたものことだ、という発想の転換から出発している点です。人間たちのあいだには社会的・経済的・政治的な境遇の格差があり、それがわかっているからこそ、誰もが自分にとって有利なルールや制度を選択しようとします。そのためロールズは、現実の人間ではなく、理論的に構築された人格を想定します。かれらはあくまで利己的に合理的な行動をするのですが、「無知のヴェール」(the veil of ignorance)のもとで自分の境遇が他人と比較して恵まれているのかどうかを知りません。こうして、個人の境遇を有利／不利にするさまざまな偶然的要素(contingencies)を消去されたこのヴァーチャルな人間たちが、どのような分配の原理を選択するかをシミュレーションしてみようというのです⁽⁹⁾。この思考実験の結果、恵まれた人びとの過剰な所得を「もっとも恵まれない人びとの最大の利益になるように」再分配する「格差原理」(difference principle)の導入にすべての人間が賛成することがわかります。そこでロールズは、このようにして導かれた「公正な」原理にもとづいて現実の制度設計はおこなわれるべきだと主張しました。

この議論は、すでにルソーとミルの著作で確認したふたつの要請に応えるものとなっています。「無知のヴェール」に覆われた公正な状況下で原理を選択するという手続きは、「**事実から規範を引き出してはならない**」という要請を満たしています。またいうまでもなく、ロールズの議論全体は「**政治学は人間的で正しい社会の実現を追求しなければならない**」という要請に応えようとしたものです。『正義の理論』が現代の必読書であるとともに、政治学の正統伝統を復活させたと称される理由の一端がおわかりいただけると思います。

4 政治——自然への挑戦

ルソーが「人間は自由なものとして生まれた」（『社会契約論』第1篇第1章）というのは真実です。しかし残念ながら、人間たちは生まれながらにして平等ではありません。自然がさまざまな力を人間たちのあいだで不平等に配分していること、そして力に恵まれた者にとっては他者を支配するのも他者より多くの富を手に入れるのも容易であること、これは誰にも否定できない厳然たる事実です。では事実であるから受け入れなければならないのでしょうか。ルソーもミルも、そしてロールズもそうは考えませんでしたし、わたしもそうは考えません。「政治とはなにか？」——この問いにわたしは、「**政治とは偶然の不平等を克服する仕組みである**」と答えることにしています。自然的な諸力において平等でない人間たちを、法⁽⁴⁰⁾のもとでフィクショナルに平等な存在としてあつかう、これが政治の本来の存在理由であるとわたしは考えます。自然の不平等を甘受している動物にはこの意味での政治はありませんし、政治を知る必要もありません。**政治は人間にしか見られない、人間に固有の営為なのです。**

ここで忘れてはならないのは、自然＝偶然によってもたらされる不公平——貧富格差、男女の社会的地位の格差、マジョリティ集団とマイノリティ集団の政治的影響力の格差、等々——を制度や法によっては是正するのも政治なら、それを維持するのもやはり政治であるということです。これを自由主義内部の「大きな政府／小さな政府」、あるいは「革新／保守」の論争と考えるのは、実

は問題のすりかえにすぎません。自由も平等も政治にとって重要な価値であることにかわりはないのです。しかし現代の自由主義社会においては、自由は人間存在の本質に根ざした所与であり、平等はそこから生じるさまざまなコストを是正するという課題、達成されるべき目標、つまりこれからつくりあげねばならない人工的なひとつの状態とみなされます⁽¹¹⁾。ここに平等が今日すぐれて政治的な問題となるゆえんがあるのです。もし自由主義の要諦が「自由は万人に保障されるべきである」という思想にもとめられるのなら、少なくとも自由を行使するチャンスがすべてのひとに平等に開かれている必要があるでしょう。いわゆる新自由主義は、この「公正な機会均等」原則すら十分に確立されないまま、すべての人びとを自由競争という名の弱肉強食の世界に投げ込む荒野のロジックと称してしかるべきです。それは自然＝偶然への挑戦を忘れてしまった政治、あるいは端的に無政治（non-politics）の主張になりかねません。

たしかに事実が強力です。事実はいま存在しているというだけである種の権利をもっており、また真理を主張できるようにさえみえるからです。そのような事実と真理の同一視にたいしては、「この事実はいつ真理になったのか」という歴史的な問いが有効な反論になります⁽¹²⁾。しかしいまは、政治学における規範的態度の意味をもっと積極的に考えてみましょう。

5 政治学は行為である

わたしは政治学が規範的であることを強調しすぎたかもしれません。もちろん事実を正確に記述する歴史的研究や、一見無秩序な事実の集積のなかに一定の規則性を見いだそうとする科学的研究が、政治学において有益な役割をはたすことにはいささかの疑問もないのです⁽¹³⁾。それでも、政治学に課される規範的な機能が、歴史学的な機能や科学的な機能とは異なるというだけでなく、それ自体で独立自存の役割であることを強調するひとつの理由は、もうおわかりいただけるでしょう。「過去においては……であった」「現在においては……である」という事実をいくら積み重ねても、また「未来においても……であろう」

「一般に……である」という推論をどこまでつづけていっても、「だから……であるべきだ」という結論は出てきません。政治学的な態度で対象に向きあうということは、この事実と規範のあいだの緊張を維持すること、「……である」から「……であるべきだ」への飛躍を自制することでもあります。

こういえば、かならず反論がかえってくるのが予想されます。「……であるべきだ」「……するべきだ」という規範の言明は、しばしば語り手の好みやたんなる意見、あるいは本人ですら自覚していないイデオロギー的偏向性、つまりは主観的なものの表明になりがちだ⁽¹⁴⁾。それにくらべて、「……である」という事実の言明は、価値判断や評価を含まない記述であるからこそ客観的であり、かつ学問的なのだ、と。過去のできごとや自然現象のように、対象が主体から時間的・空間的にある距離をおいてそれ自体で存在している場合にかぎっていえば、これは真実です。しかし政治学をはじめとする社会諸科学においては、主体は自らその一部をなす世界を対象にしなければならず、対象とのあいだに距離をおいてその言明に客観性を保証することができません。のみならずそこでは、過去のできごとや自然の現象を対象にする場合とはちがって、**主体が対象について語ることが当の対象に否応なく影響をおよぼすのです。**

これが政治学における規範的言明の意味を強調するもうひとつの理由です。「自分はそれを語ることによってなにをしているのか」と考えてみましょう。「……であるべきだ」という言明は、現実がどのようなものであってほしいかという願望の表明であり、その意味ではたしかに主観的かもしれません。しかし、語り手はこの言明をううじて現実を「いま・ここ」に存在しない理想に近づけ、あるいは合致させようとしているのだともいえます。一方、「……である」という事実の言明には、「いま・ここ」にたまたま存在している現実を追認することにより正当化し、ひいてはそれを維持する効果があります⁽¹⁵⁾。わたしたち自身も政治的現実の一部であり、現実についてのあらゆる言明は、この現実にたいするわたしたちの態度表明にほかなりません。それゆえわたしたちは、とりわけ政治について語るときに「**自分が結果としてなにを正当化しているか**」に無自覚であってはならないのです。自分の言明は価値判断を含まないから客

観的だと主張するひとほど、実は自分でも気づかないうちに特定の立場や意見の代弁者になっているおそれがあります。

その自覚をもった政治研究者がなおも主張する「……であるべきだ」は、もはや単純な「主観的」(subjective) 言明ではありません。それはこの世界を自分の言明によってよりよい世界に変えようとし、またそのためにこの世界をもとに生きる他者にはたらきかける「個人的＝人格的」(personal) 行為なのです⁽¹⁶⁾。少なくともわたしは、そのような政治研究者でありたいと思っています。

注

- (1) この問題に興味があるひとには、W・ゴールディングの『蠅の王』(*Lord of the Flies*, 1954) という小説をお薦めします。ゴールディングは政治的な寓意に富む作品を数多く残し、わたしが愛読してやまない作家のひとりです。
- (2) 「歴史」(history) は過去のできごとをあらわすとはかぎりません。J・ロックは『人間知性論』(*An Essay Concerning Human Understanding*, 1690) において心的現象を説明する自分のやりかたを“historical, plain method”と命名しましたが、これは「事象記述の平明な方法」と訳すことができます。
- (3) これを社会諸科学では「抗事実的」(counter-factual) などと称することがありますが、誤解をまねきやすい表現です。「事実と反する」というよりは「事実と依拠しない」「事実によって反証されない」というくらいの意味で理解すべきです。
- (4) 権利 ([英] right, [仏] droit, [独] Recht) の本義は「正しいこと」、それゆえ「すべての他者にたいして無条件で要求できることがら」のことです。
- (5) 「力」を意味するのに Power でなく Might が用いられているのは、Right との語呂合わせです。
- (6) この表現(“sur la disposition des choses”) はモンテスキューから借りたものです。日本語でいう「天の配剤」に近いニュアンスです。
- (7) 元来は英国の哲学者 G・E・ムーアが『倫理学原理』(*Principia Ethica*, 1903) で用いたメタ倫理学上の用語です。「自然主義」(naturalism) はこのほかにも、自然を超自然的なもの(たとえば神)を引き合いに出さずに説明しようとする哲学史上のひとつの立場や、人間の自然本性を赤裸々に描写する文学史上の一潮流など、「自然」ということばに規範的な意味を込めて用いられることもあり

ます。その典型は「自然法」(laws of nature) です。

- (8) この議論はいまなお継続中の自由主義論争の発端となりました。日本で新自由主義といえば自由放任経済と「小さな政府」を主張する立場のことで、本来これはロックやアダム・スミスに起源をもつ古典的自由主義です。混乱を避けるために、いわゆる新自由主義は「リバータリアニズム」、以下に説明するロールズのように平等を加味した現代的自由主義は「リベラリズム」と呼んで区別するのが政治学上の慣例になっています。特殊アメリカ的でやや乱暴な用法では、前者を「保守主義」、後者を「社会主義」と呼ぶことがあります。
- (9) 「無知のヴェール」によって偶然事を除去した「原初状態」(original position) という想定は、社会契約論者たちの「自然状態」(the state of nature) 概念から着想を得たものです。
- (10) ギリシア語で法をあらわす「ノモス」は本来「人為」という意味で、「自然」(ピュシス) の対概念でした。
- (11) これをカントの用語で表現すれば、自由主義社会では自由は「構成的原理」であるが、平等は「統制的原理」であるといいかえられます。原理が「構成的」(constitutive) であるとは、現実を実際につくりあげているその不可欠の要素であるということ、「統制的」(regulative) であるとは、現実が理念として追求するその内在的な目的になっているという意味です。
- (12) この「言説史」あるいは「真理の系譜学的反省」は、現代の政治思想史研究の重要な課題になっています。
- (13) 政治学にとって記述・予測・指令が等分に重要であることを強調するものに、フランスの政治哲学者 B・ド・ジュヴェネルの『純粹政治理論』(*The Pure Theory of Politics*, 1963) という作品があります。わたしが友人と日本語に訳しましたので、興味のあるひとはぜひ読んでください。
- (14) イデオロギーは「ある人間集団が自分たちの立場を擁護するために形成した思想や教義の体系ドクトリン」であると同時に、「議論や主張において不問の前提になっている価値観、思考の枠組み、先入見」でもあります。当人にさえ自覚されることなくその思考や行動を規定するという点で、イデオロギーは無意識に似ています。
- (15) これは「遂行的発話」(performative utterance) や「言説実践」(pratique discursive) の問題に相当します。アメリカの政治学者 D・イーストンが、自らその主唱者であった行動科学的政治学を「経験的保守主義」に陥っていると（自己）批判したのも、同じ観点に立ってのことでした。

- (16) この“personal”という表現は、社会哲学者M・ポランニーから借用したものです。わたしは若いころにかれの著作を読みあさり、実に多くのことを学びました。

《参考文献》

- W・ゴールドディング，平井正穂訳『蠅の王』（新潮文庫，1975年）
B・ド・ジュヴェネル，中金聡・関口佐紀訳『純粹政治理論』（風行社，2014年）
中金聡「政治とは何か」，押村高・添谷育志編『アクセス政治哲学』（日本経済評論社，2003年）
M・ポランニー，長尾史郎訳『個人的知識——脱批判哲学をめざして』（ハーベスト社，1985年）
J・S・ミル，大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』（岩波文庫，1957年）
J・J・ルソー，桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』（岩波文庫，1954年）
J・ロールズ，川本隆史ほか訳『正義論・改訂版』（紀伊國屋書店，2010年）